

市立函館保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月9日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第36号

市立函館保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

市立函館保健所事務分掌規則（平成5年函館市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条地域保健課の項第8号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

第3条保健予防課の項第2号および東部保健事務所の項第2号中「および高齢者の肺炎球菌感染症」を「、高齢者の肺炎球菌感染症および新型コロナウイルス感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条地域保健課の項の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。